

義務教育諸学校教科用図書検定基準及び 高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示の概要（報告）

1 改正の趣旨

「改定ローマ字のつづり方（答申）」（令和7年8月20日文化審議会）における「Ⅱ改定ローマ字のつづり方」の提言内容を踏まえ、また、「ローマ字のつづり方」（令和7年12月22日内閣告示4号）が定められたことに伴い、教科用図書におけるローマ字のつづり方の適正化を図るため、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成29年文部科学省告示第105号）及び高等学校教科用図書検定基準（平成30年文部科学省告示第174号）について所要の改正を行った。

2 改正の概要

（1） 義務教育諸学校教科用図書検定基準の改正について

○義務教育諸学校教科用図書検定基準別表「ローマ字つづり」に関する表記の基準において、「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示第1号）を引用した内容を改め、「ローマ字のつづり方」（令和7年内閣告示4号）によるものとする。

○これまで、義務教育諸学校教科用図書検定基準の国語科（「書写」を除く。）を対象とした基準のうち、基本的条件（1）として、別表と異なり、第1表及び第2表の両方を学習することができるよう、規定していたところ、別表の改正に伴い、国語科（「書写」を除く。）を対象とした基準が別表「ローマ字つづり」の項に示す内容と重複するため、削除する。

（2） 高等学校教科用図書検定基準の改正について

○高等学校教科用図書検定基準別表「ローマ字つづり」に関する表記の基準において、「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示第1号）を引用した内容を改め、「ローマ字のつづり方」（令和7年内閣告示4号）によるものとする。

3 スケジュール

公布の日（内閣告示の施行の日（令和7年12月22日））から施行する。ただし、この告示の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書については、「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示第1号）に基づき検定を行った後、教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号）第14条第1項の規定に基づき訂正申請を行うことで、「ローマ字のつづり方」（令和7年内閣告示4号）によるものとする観点から、なお従前の例によるとする経過措置を設ける。

○文部科学省告示第四百四十二号

ローマ字のつづり方（令和七年内閣告示第四号）の施行に伴い、及び教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第三条の規定に基づき、義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十二日

文部科学大臣 松本 洋平

義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示

第一条 義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十九年文部科学省告示第五百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

第3章 教科固有の条件
【各教科】
 「国語科（「書写」を除く。）」
 【削除】

第3章 教科固有の条件
【各教科】
 「国語科（「書写」を除く。）」

1 **基本的条件**
 (1) 小学校の第3学年において取り扱うローマ字のつづり方については、「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示第1号）の第1表及び第2表（「そえがき」を含む。）に よっていること。

1 選択・扱い及び構成・配列
 【略】

2 選択・扱い及び構成・配列
 【略】

別表

別表

| 区分 | 表記の基準 |
|----------|---|
| 【略】 | 【略】 |
| ローマ字のつづり | 「ローマ字のつづり方」 （令和7年内閣告示第4号）の本表及び添え書き によること。 |
| 【略】 | 【略】 |

| 区分 | 表記の基準 |
|----------|--|
| 【同左】 | 【同左】 |
| ローマ字のつづり | 「ローマ字のつづり方」 の第1表（「そえがき」 を含む。）によること。 ただし、必要のある場合 は、同告示第2表による ことができること。 |
| 【同左】 | 【同左】 |

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条 高等学校教科用図書検定基準（平成三十年文部科学省告示第百七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------------|---|---------|--|
| 別表 | 別表 | 別表 | 別表 |
| 区分 | 表記の基準 | 区分 | 表記の基準 |
| 【略】 | 【略】 | 【同左】 | 【同左】 |
| ローマ字つづり | 「ローマ字のつづり方」 （令和7年内閣告示第4号）の本表及び添え書き によること。 | ローマ字つづり | 「ローマ字のつづり方」 （昭和29年内閣告示第1号）の第1表又は第2表（「そえがき」を含む。）によること。 |
| 【略】 | 【略】 | 【同左】 | 【同左】 |
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | | | |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に検定の申請がされている教科用図書については、なお従前の例による。